

(様式2)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	東伊豆町

東伊豆町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 東伊豆町観光産業課
所在地 賀茂郡東伊豆町稻取3354
電話番号 0557-95-6301
FAX番号 0557-95-0122
メールアドレス kankou@town.higashiizu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ イノシシ サル タイワンリス ハクビシン カラス ヒヨドリ
計画期間	令和 8 年度～10 年度
対象地域	東伊豆町全域

(注) 1 計画期間は、3 年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和 6 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ニホンジカ		0a	0kg 0 千円
サル	柑 橘 (日向夏・無花果)	8a	1, 990kg 641 千円
イノシシ	野 菜 (わさび)	2a	130kg 1, 381 千円
タイワンリス	柑 橘 (日向夏)	7a	700kg 244 千円
ハクビシン	柑 橘 (日向夏) 野 菜 (イチゴ)	2a	800kg 233 千円
カラス	柑 橘 (日向夏)	4a	1, 340kg 374 千円
ヒヨドリ	柑 橘 (日向夏)	10a	1, 245kg 430 千円
合計		33a	6, 205kg 3, 303 千円

() 内は主な被害作物

(2) 被害の傾向

近年、有害鳥獣による被害はイノシシ、タイワンリス、サル、ハクビシン、カラス、ヒヨドリによる農作物被害が年間を通して起きており、ニホンジカによる農作物へ被害は減少傾向であるものの、ニホンジカの生息密度が著しく高い地域（奥山）では植栽木への食害、下層植生への食害、壮齢木への樹皮剥ぎ・角こすり被害が見受けられる。

イノシシによる被害作物は山葵が多い。また、食害ではないが農地の掘り返しや踏み荒らしが多く、農家だけではなく家庭菜園、ゴルフ場、農道なども荒らされている。

サルによる被害は、群れではなく、はぐれサルによる被害がほとんどである。農作物被害だけではなく通学路にも出没するため、高齢者や児童に危害を加えないか懸念される。

タイワンリス、ハクビシンによる被害は柑橘類や施設野菜（イチゴ）に多い。また、家屋の天井裏に住み着き、汚物による生活環境の悪化の被害も起きている。

カラスやヒヨドリによる被害は柑橘類が多く、群れで行動するため、被害が甚大になる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（10年度）	
ニホンジカ	0a	0 千円	0a	0 千円
サル	8a	641 千円	7a	576 千円
イノシシ	2a	1,381 千円	1a	1,242 千円
タイワンリス	7a	244 千円	6a	219 千円
ハクビシン	2a	233 千円	1a	209 千円
カラス	4a	374 千円	3a	336 千円
ヒヨドリ	10a	430 千円	9a	387 千円
合計	33a	3,303 千円	27a	2,969 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂獵友会東伊豆分会への有害鳥獣捕獲を委託 ・有害鳥獣捕獲報奨金要綱を制定（平成24年度） ・狩獵免許取得の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化、担い手不足の解消。 ・住宅地付近の被害が多く銃器の使用できない場所の捕獲が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害対策事業補助金交付要領を作成し、侵入防止柵等の費用を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別設置のため、集団にて広範囲に設置できない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地にある空地等の草刈りのお願い。 ・耕作放棄地の土地改良（有効利用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作者の高齢化により耕作地縮小、後継者不足等により耕作放棄地の解消は現状厳しい状況である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

東伊豆町における令和6年度の被害金額は、3,303千円、33aとなっている。主な被害作物は、柑橘、野菜があげられる。

被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を引き続き令和10年度まで10%減の2,969千円、27aとする。

これまで、有害鳥獣捕獲委託金と、有害鳥獣報奨金、鳥獣害対策事業補助金により、捕獲と被害防止の両面から対策を行ってきた。

しかし、狩猟者の高齢化による狩猟捕獲者の減少、担い手の不足、住宅地付近での鳥獣被害の拡大等により被害防止及び削減をするには限界がある。

今後は現状の捕獲数の強化とともに、下記の取組によって被害軽減をめざす。

1. 狩猟免許の取得奨励

鳥獣捕獲者の増員との担い手の育成を図る。

2. 鳥獣害対策事業補助金の継続

すでに電気柵、ワイヤーメッシュ等防護柵設置済みの農家が多いが、壊れた柵の補修や、電源装置の修理等を促す。また、鳥対策として防鳥ネットの設置を推奨する。

3. 小型の箱罠の貸し出し

狩猟免許を持たない農林業者が所有又は占用する農地において小型の箱罠を利用してタイワニリス、ハクビシンの捕獲を行うために町で小型の箱罠を貸し出す。

4. 鳥獣被害削減の為のPR活動と耕作放棄地の解消

町内の回覧板や有線テレビとの連携し、鳥獣の逃げ場となる竹林や耕作放棄地等解消に向け、町民に対し被害防止のPR活動をする。東伊豆町農業再生協議会、東伊豆町農業委員会、東伊豆町農業経営振興会と連携し耕作放棄地の営農再開に向け、担い手へ利用集積を進めていく。

5. 被害状況の把握

町内の農業者等に聞き取り調査を実施し、被害箇所、面積の把握に努める。

6. 被害防除

鳥獣害から農作物等を守るために設置した電気柵等の点検、正しい設置方法、効果的な設置方法の維持管理を啓発していく。

（注）被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

東伊豆町獵友会への捕獲を委託、また連携を密にして効果的な捕獲を目指す。農業者、地域住民からの有害鳥獣目撃情報、被害情報を捕獲者と情報共有し、情報に対してスムーズな対応を行う。

実施隊においては、地域住民へのヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなど、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らすための指導を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度	ニホンジカ サル イノシシ タイワンリス ハクビシン カラス ヒヨドリ	狩猟免許試験および事前講習会の広報活動を推進し、新たに狩猟免許を取得した場合、費用の一部を助成する。農家自身による罠や侵入防止策の設置に協力をお願いする。 サルについては、地域住民と獵友会で連携し、獵銃の使用ができる場所への追い上げに努める。 タイワンリス、ハクビシンについては農業者などから被害状況や生息地などを把握し、隨時捕獲を行う。 ニホンジカについては、県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。 カラス、ヒヨドリについては防鳥ネットの設置や花火などを利用して追い払う。
令和 9 年度	同上	同上
令和 10 年度	同上	同上

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

東伊豆町における過去3年間の実績は減少傾向である。

捕獲計画については、ハクビシン、カラス、ヒヨドリを今回から対象鳥獣に追加し、各10頭10羽とした。

ニホンジカは県の管理捕獲事業の成果もあり減少していると思われるが、奥山では、生息密度が高い地域もあることから引き続き同数とした。

イノシシは賀茂獣友会東伊豆分会員の高齢化により捕獲数の増加も難しい状況であるため、被害状況を鑑み、同数とした。

サルは、近年捕獲が困難な里山近くの出没が増え、少數の群れが増えていることにより捕獲数が減少傾向であるが、被害情報、目撃情報は多いので同数とした。

タイワンリスについては、東伊豆町への被害報告が少ないが、被害額、面積は増えているので、同数の10頭を計画した。

捕獲実績

対象鳥獣	R4	R5	R6	合計	平均
ニホンジカ	6	26	4	36	12
サル	4	2	3	9	3
イノシシ	168	123	119	410	136
タイワンリス	0	0	0	0	0
ハクビシン	—	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—	—

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
サル	10頭	10頭	10頭
イノシシ	150頭	150頭	150頭
タイワンリス	10匹	10匹	10匹
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
カラス	10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ・シカについては4月1日から5月31日の期間は獵友会全会員、その後の期間は年間を通じて獵友会役員による被害防止目的の捕獲を実施する。

サルについては年間を通じて被害防止目的の捕獲を行う。

ハクビシン、タイワソリスについては被害農家に小型箱罠の貸し出しを行い、捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東伊豆町内	対象鳥獣については権限移譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
サル	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
イノシシ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
タイワンリス	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
ハクビシン	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
カラス	防鳥ネット	防鳥ネット	防鳥ネット
ヒヨドリ	防鳥ネット	防鳥ネット	防鳥ネット
備考	個人での設置 町補助金あり	個人での設置 町補助金あり	個人での設置 町補助金あり

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ			
サル			
イノシシ			
タイワンリス			
ハクビシン			
カラス			
ヒヨドリ			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年	ニホンジカ サル	町民や農業者に対し、回覧板、町広報誌、有線テレビ等に協力を願い、鳥獣の逃げ場となる竹林整備、耕作放棄地、ヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなどして、鳥獣のエサや棲みかなどの生息好適環境を減らす防衛策の周知。
令和 9 年	イノシシ ハクビシン タイワンリス	
令和 10 年	カラス ヒヨドリ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

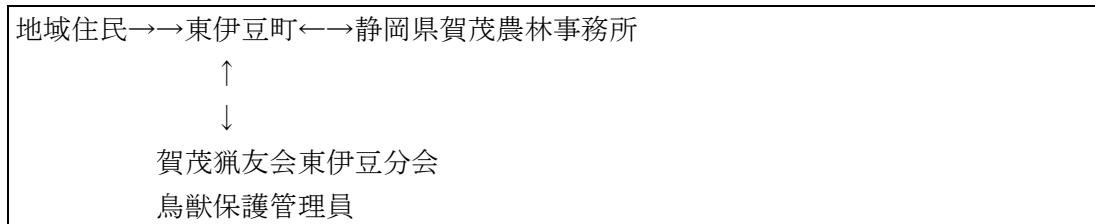
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県賀茂農林事務所	情報共有と被害対策への協力
東伊豆町役場	獣友会、賀茂農林事務所と連絡を取り合い被害対策を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣被害調査、捕獲に関する助言。 傷病鳥獣の保護。
賀茂獣友会東伊豆分会	東伊豆町の要請に対して有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、獣友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却及び自家消費

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	アニマルキーパーズカレッジ内にあるワイルドミートセンターが常時受け入れ可能になれば利用を増やしていきたい
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東伊豆町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
東伊豆町	運営事務局・情報提供
東伊豆町区長会	追払い活動・情報提供
富士伊豆農協	有害鳥獣捕獲・追払い・助言
賀茂獣友会東伊豆分会	有害鳥獣捕獲・追払い指導・助言
鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲・追払い指導・助言
東伊豆町農業経営振興会	追払い・情報提供・助言
東伊豆町農業委員会	追払い・情報提供・助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東伊豆町農業委員会	耕作放棄地の解消・獣害対策 PR
下田警察署	住宅地での捕獲協力・情報提供
鳥獣被害対策実施隊ミーティング	賀茂地区内での情報共有・他市町の研修に参加

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲以外の対策活動を実施していく。
① 補助金を利用した侵入防止柵の設置などによる農地に入られないようにする「防護対策」等のPR活動
② ヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなどして、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らす「棲み分け対策」PR活動

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。